

株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領

(改定)	1996.10	2002.4	2002.8	2003.2	2003.4	2003.8	2004.4
	2005.6	2006.5	2007.2	2007.4	2007.11	2008.8	2008.9
	2009.2	2010.1	2010.4	2012.3	2015.10	2018.5	2022.5

I 株式銘柄コード

1. 株式銘柄コードの構成

- (1) 株式銘柄コードは、固有名コード4けた、予備コード1けたの合計5けたの数字及び英大文字（B、E、I、O、Q、V、Zを除く。）で構成する。ただし、固有名コードの先頭及び先頭から3けた目は、数字のみを割り当てる。

なお、英大文字を含む固有名コードの設定方法は、別途、証券コード協議会が決定する。

- (2) 普通株式（新株式を除く。）は、固有名コードのみで表示し、予備コードは次のような場合に固有名コードの末尾につけて使用する。

新株式 1 第二新株式 2 優先株式 5、6
新株予約権証券 9

「3、4、7、8」はその他の種類株式に割り当てるものとし、その割当順は原則として「7、8、3、4」の順とする。

(注 1) 受益証券（JDRを除く）、投資証券及び特定の指数・指標に連動する上場社債については、普通株式（新株式を除く。）に準じて取り扱う。以下同じ。

(注 2) 「3、4、7、8」の割当項目については、同じ種類株式であっても、発行体毎に異なる予備コードとなることがある。

(注 3) 子会社連動配当株式については、固有名コードは子会社連動配当株式を発行する会社（親会社）のコードを用い、予備コードは「5」を用いる。予備コード「5」が既に使用されている場合には、証券コード協議会がその都度決定する。

(注 4) 出資証券については、原則として、普通株式（新株式を除く。）に準じて取り扱う。以下同じ。ただし、証券コード協議会が適当と認めた場合には、予備コードをその都度決定することができる。

(注 5) 預託証券（DR）及びJDRについては、原資産の商品性に応じて証券コード協議会がその都度決定する。

(注 6) 普通株式の全部を一つの種類株式（取得請求権付株式等）に入れ替える場合、原則として、従来の普通株式と同じ株式銘柄コードをそのまま割り当て、普通株式（新株を除く）に準じて取り扱う。

(注 7) 公社債銘柄コードの新株予約権証券との相違について、株式銘柄コードにおける新株予約権証券は、以下の①及び②を満たす銘柄とする。

- ① 新株予約権無償割当により発行される銘柄
- ② 行使期間満了日が割当日後速やかに到来する銘柄

(注8) 「普通株式」とは、剰余金、残余財産の分配、及び取締役の選解任その他の重要な事項に関する株主総会における議決権について、平均的かつ標準的な地位又は権利を有する株式を指すものとする。

2. 株式銘柄コードの設定

- (1) 株式銘柄コード（固有名コード）は、別に定める株式銘柄コード枠の余裕コードを使用し、可能な限り、1993年7月5日の改正前の本取扱い要領に定められた設定基準を基本として設定する。
- (2) コード設定の順序は、発行会社の事業規模、信用度等に関係なく、株式公開日等の順序による。

3. 銘柄コードの変更、削除

既設定の株式銘柄コードの変更、削除は行わない。

4. 欠番銘柄コードの使用

1993年7月5日改正前に行われた変更又は削除によって、現在使用されていない銘柄コード（欠番銘柄コード）は、変更又は削除後1年以上経過している場合には、使用することがある。

II 公社債銘柄コード（国債バスケットを除く。）

5. 公社債銘柄コードの構成

公社債銘柄コードは固有名コード4けた、回記号コード4けた、予備コード1けたの合計9けたの数字（使用する株式固有名コードに英大文字が含まれる場合は、数字及び英大文字）で構成し、その配列は次のとおりとする。

ただし、特定の指数・指標に連動する上場社債は、普通株式に準じて取り扱う。

□ □□□□ □□□□
予備コード 回記号コード 固有名コード

6. 公社債（外国債券及び金融債を除く。）銘柄コードの設定基準

(1) 固有名コード

固有名コードは、国債、地方債、特殊債及び社債に区分し、社債を除くものについては別に定める各々のコード枠を使用し、社債については株式固有名コードを使用する。ただし、財投機関債の発行実績のある株式会社の社債については、その都度、証券コード協議会が決定する。

(2) 回記号コード

- イ 記号のみで表示されている場合には、回記号コード枠の上2けたを使用し、下2けたは0で表示する。
 - ロ 回号又は発行年度のみで表示されている場合には、回記号コード枠に右詰めで表示し、余白のけたは、0を表示する。ただし、発行年度が西暦の場合には、発行年度の下2けたを表示する。
 - ハ 2種類で表示されている場合には、個々の銘柄回記号の券面の順序どおりコード化する。
- 二 その他、特殊な事例については、証券コード協議会が、その都度、定める。（末尾の注1～注10 参照）

(注) 既発債と同一の回記号が表示されている場合には、証券コード協議会がその都度決定する。

ただし、予備コードを使用する公社債で、2002年4月1日の改正商法施行後に発行された証券が同一発行体から既に発行された証券と予備コード及び回号がともに同一である場合は、回記号コード4けたのうち、上1けたを「9」とし、下3けたで回号を表示する（それでも重複する時は、その都度、証券コード協議会が定める）

(3) 予備コード

予備コードは、4けたの回記号コード枠内ではコード化できない場合、異なった銘柄であるにもかかわらずコード化した場合に同一コードになってしまうとき等に使用し、設定方法は、証券コード協議会が決定する。

既設定の予備コードは次のとおりである。

新株予約権証券	4
新株予約権付社債（転換社債型を除く）	5
交換社債	8
転換社債型新株予約権付社債	9

「6, 7」の割当項目については、証券コード協議会がその都度決定する。

7. 外国債券の公社債銘柄コードの設定基準

(1) 固有名コード

同一発行体が発行する外国債券については、債券種別にかかわらず（ただし、予備コードを使用する外国債券は、6. の規定を準用する。）、別に定める固有名コードを共通使用する。

(2) 回記号コード

- イ 回記号コード4けたのうち、上2けたで債券種別を識別し、下2けたで回号を表示する。
 - ロ 債券種別を識別する回記号コードの上2けたの設定方法は、証券コード協議会が決定する。
- 既設定の債券種別は次のとおりである。（現在は発行がない債券種別を含む）

円貨債券（資産流動化証券を除く。）	10
特別円貨債券	13
円貨従属債券	14
特別円貨従属債券	15
変動利付円貨債券	16
円貨債券（資産流動化証券）	17
円／米ドル二重通貨債券	20
円／米ドル逆二重通貨債券	21
円／豪ドル二重通貨債券	22
円／豪ドル逆二重通貨債券	23
円／加ドル二重通貨債券	24
円／加ドル逆二重通貨債券	25
円／ユーロ二重通貨債券	26
円／ユーロ逆二重通貨債券	27
特別円／豪ドル二重通貨債券	30
特別円／豪ドル逆二重通貨債券	31
円／ニュージーランドドル二重通貨債券	32
円償還特約付円／豪ドル二重通貨債券	34
米ドル貨債券	50
豪ドル貨債券	51
加ドル貨債券	52
米ドル貨合同債券	53
米ドル貨交換債券	54
米ドル／豪ドル二重通貨債券	55
米ドル／豪ドル逆二重通貨債券	56
ユーロ貨債券	57
上記以外	60

(注) 二重通貨債券とは、先に表記された通貨で払込みと利払いが行われ、後に表記された通貨で償還が行われる債券をいう。

逆二重通貨債券とは、先に表記された通貨で払込みと償還が行われ、後に表記された通貨で利払いが行われる債券をいう。

ハ 回号の表示の方法は、6.(2)の規定を準用する。

ニ その他、特殊な事例については、証券コード協議会が、その都度、定める。(末尾の注 9 参照)

8. 金融債の公社債銘柄コードの設定基準

(1) 利付金融債（5年債を除く。）

イ 固有名コード

同一発行

体が発行する利付金融債については、年限にかかわらず、固有名コードを共通使用することとし、別に定めるコード枠内に設定する。

ロ 回記号コード

(イ) 回記号コード4けたのうち、上1けたで年限を識別し、下3けたで回号を表示する。

(ロ) 年限を識別する回記号コードの上1けたの設定方法は、証券コード協議会が決定する。

(例)

1年債 1

2年債 2

3年債 3

(ハ) 回号の表示の方法は、6.(2)の規定を準用する。

(2) 割引金融債

イ 固有名コード

同一発行体が発行する割引金融債については、年限にかかわらず、固有名コードを共通使用することとし、別に定めるコード枠内に設定する。

ロ 回記号コード

(イ) 回記号コード4けたのうち、上1けたで年限を識別し、下3けたで回号を表示する。

(ロ) 年限を識別する回記号コードの上1けたの設定方法は、証券コード協議会が決定する。既設定の年限は次のとおりである。

1年債 1

(ハ) 回号の表示の方法は、6.(2)の規定を準用する。

(3) 5年利付金融債の公社債銘柄コードの設定基準は、6.の規定を準用する。

9. 回記号のコード化の仕方

銘柄回記号あるいは発行年度のコード化は、次の要領による。

(1) 記号

イ いろは……(イロハ……)

い=01 ろ=02 は=03 に=04 ほ=05 へ=06 と=07 ち=08 り=09 ぬ=10 る=11 を=12 わ=13 か=14 よ=15 た=16 れ=17 そ=18 つ=19 ね=20 な=21 ら=22 む=23 う=24 み=25 の=26 お=27 く=28 や=29 ま=30 け=31 ふ=32 こ=33 え=34 て=35 あ=36 さ=37 き=38 ゆ=39 め=40 み=41 し=42 も=43 ひ=44 も=45 せ=46 す=47 ん=48

ロ アルファベット

A=51 B=52 C=53 D=54 E=55 F=56 G=57 H=58 I=59 J=60 K=61 L=62 M=63 N=64 O=65 P=66 Q=67 R=68 S=69 T=70 U=71 V=72 W=73 X=74 Y=75 Z=76

ハ その他の特殊記号は、80～99を使用する。

(例)甲=81 乙=82 丙=83

(2) 回号

イ 発行回数は、回数をコード化する。

(例)第1回=01

第15回=15

第103回=103

..
..

ロ 発行年度は、年度をコード化する。

(例) 2001年=01

2002年=02

..
..

10. 銘柄コードの削除

当該債券が償還された場合、その償還日をもって銘柄コードを削除する。ただし、固有名コードの削除については証券コード協議会が決定する。

(注 1) リオープン方式導入前に発行された利付国庫債券の初期利払期日到来前の回記号コードの取扱いについて

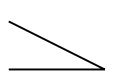
回記号コード4けたのうち上1けたは、同一回号銘柄のうち、発行月の早い銘柄から「1」から順に「9」まで設定し、下3けたで回号を表示していた。

(例) 利付国庫債券(10年) 第170回(1994年4、5月発行)

(初期利払期日到来前) (初期利払期日到来後)

(4月発行分)11700067

(5月発行分)21700067



 1700067

(注 2) 利付金融債(利附しんきん中金債券を除く5年債)の回記号コードの取扱いについて

回記号コード4けたのうち、上1けたで募集債(「1」と売出債(「2」)を区分し、下3けたで回号を表示する。

(例) 利付商工債券(5年)(2002年1月債)

銘柄コード

回記号コード 固有名コード

い620号	<u>1</u> 620	0952
ろ718号	<u>2</u> 718	0952
ろ719号	<u>2</u> 719	0952

(注 3) 特殊債に関する回記号コードの取扱いについて
同一回号の政府保証債と財投機関債を区別する場合は、いずれかの回記号コード 4 けたのうち、上 1 けたを「9」とし、下 3 けたで回号を表示する。

(注 4) 交換社債の回記号コードの取扱いについて
回記号コード 4 けたのうち、上 1 けたを「9」とし、下 3 けたで回号を表示する。

(注 5) 分離適格振替国債（ストリップス債）のコードの取扱いについて

- ① 元利統合の分離適格振替国債
分離前の元本に基づく利付国庫債券のコードとする。
- ② 分離元本振替国債
固有名コードは利付国庫債券と同一コードとし、回記号コードは、4 けたのうち上 1 けたを「9」、下 3 けたで回号を表示（回号の下 3 けた）する。
- ③ 分離利息振替国債
回記号コードは、4 けたのうち上 2 けたを利子支払年（西暦の下 2 けた）、下 2 けたで支払月をセットする。

（例）分離利息振替国庫債券 2004 年 9 月※
回記号コード 0409

※利子支払期日

(注 6) 2004 年 3 月以前に「市場公募地方債を発行していた 29 の都道府県又は政令指定都市」以外の自治体における、公募地方債（住民参加型ミニ市場公募債を含む）のコードの取扱いについて

- ① 回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。
- ② 銘柄固有名コードは、原則として、複数の発行体で共通して利用する。
銘柄固有名コードを共有する複数の発行体は証券コード協議会が適宜定める。

（例）

品川区平成 14 年度第 1 回公募公債	00010130
足立区平成 14 年度第 1 回公募公債	00040130
第 2 回長崎県公募公債	00020137
東京都公募公債（東京再生都債）第 2 回	80020100

(注 7) 複数の自治体による共同発行公募地方債の公社債銘柄コードについて

- ① 回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。
- ② 銘柄固有名コードは、複数の共同体で共通して使用する。
銘柄固有名コードを共有する複数の共同体は証券コード協議会が適宜定める。

(例)

第1回共同発行市場公募地方債	0 0 0 1 0 1 2 8
平成15年兵庫 県市町共同公募債	0 0 0 1 0 1 2 9

(注 8) 国債の入札前取引用の公社債銘柄コードについて

回記号コード4けたのうち、上2けたを「00」固定とし、下2けたで発行月をセットする。1年後は、同一コードを利用する。

(例)

利付国庫債券(10年) 入札前取引(5月発行)	0 0 0 5 0 0 3 7
利付国庫債券(2年) 入札前取引(12月発行)	0 0 1 2 0 0 3 2

(注 9) 金融商品取引法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場に上場する非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて

① 回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする。

② 固有名コードは全ての銘柄について1種類の共通コード(0799)を利用する。

(例)

内国会社a銘柄	0 0 0 1 0 7 9 9
外国会社b銘柄(1本目)	0 0 0 2 0 7 9 9
内国会社c銘柄	0 0 0 3 0 7 9 9
外国会社b銘柄(2本目)	0 0 0 4 0 7 9 9

(注 10) 特定目的信託の社債的受益権の銘柄コードについて

受託者である信託銀行等を発行体とする社債とみなして付番を行う。

III 国債バスケットコード

11. 国債バスケットの銘柄コードの構成

国債バスケットの銘柄コードは、固有名コード4けた、構成銘柄コード4けた、予備コード1けたの合計9けたの数字で構成し、その配列は次のとおりとする。

□ □□□□ □□□□
予備コード 構成銘柄コード 固有名コード

12. 国債バスケットの銘柄コードの設定基準

(1) 構成銘柄コード(4けた)

構成銘柄コードは、次のとおりとする。

国債バスケット(国庫短期証券)	0 1 0 1
国債バスケット(利付残存10年以下・国庫短期証券)	0 1 0 3
国債バスケット(利付・国庫短期証券)	0 1 0 5
国債バスケット(変動利付・利付・国庫短期証券)	0 1 0 7
国債バスケット(物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券)	0 1 0 9
国債バスケット(分離元本・分離利息)	0 2 0 1

(2) 固有名コード（4けた）

固有名コードは、0099とする。

(3) 予備コード

予備コードは、4けたの構成銘柄コード枠内ではコード化できない場合等において使用し、設定方法は、証券コード協議会が決定する。

IV カバードワラントの銘柄コード

13. カバードワラントの銘柄コードの構成

カバードワラントを特定する商品コード4けた、通番コード1けたの合計5けたの数字で構成し、その配列は次のとおりとする。

□□□□	□
商品コード	通番コード

14. カバードワラントの銘柄コードの設定基準

(1) カバードワラントの商品コード

(0000～0099) 及び (0500～0999) のコード領域を使用する。

(2) 通番コード

(0000～0099) における通番コードは、1～9（0を除く）を使用し、(0500～0999) における通番コードは、0～9を使用する。

設定の順番は、証券コード協議会が決定する。

15. カバードワラントの銘柄コードの削除

当該カバードワラントの上場廃止後、銘柄コードを削除する。ただし、商品コードの削除は、証券コード協議会が決定する。

(注1) 商品コードは、公社債固有名コードのコード枠から割り当てる。

(注2) カバードワラントの銘柄コードは、上場廃止日から1年経過後、別のカバードワラントに再利用されることがある。

付則

1. 外国債券及び金融債の公社債銘柄コード設定方法を変更した改正規定は、1996年10月1日から施行し、同年11月1日以降に発行される銘柄に係る公社債銘柄コードの設定から適用する。
2. 前項の付則規定にかかわらず、外国債券及び割引金融債については、1997年1月1日以後に発行される銘柄に係る公社債銘柄コードの設定から適用する。
3. 2002年4月1日施行の改正商法に伴って、「6. 公社債銘柄コードの設定基準（3）予備コード」等を改正した規定は、2002年4月1日から施行する。

4. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準（2）回記号コード ニ（注5）」を追加した改正規定は、2002年8月1日から施行する。
5. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準（2）回記号コード ニ（注6）」を追加した改正規定は、2003年1月14日から施行する。なお、（注6）を改定した改正規定は、2003年4月1日から施行する。
6. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準（2）回記号コード ニ（注7）」を追加した改正規定は、2003年4月1日から施行する。
7. 公社債銘柄コードの設定基準（2）回記号コード ニ（注8）」を追加した改正規定は、2003年8月1日から施行する。
8. 「1. 株式銘柄コードの構成（注4）」を追加した改正規定は、2004年4月1日から施行する。
9. 「1. 株式銘柄コードの構成（注5）」を追加した改正規定は、2005年6月1日から施行する。
10. 2006年5月1日施行の会社法により、「1. 株式銘柄コードの構成（注6）」等を追加した改正規定は、2006年5月1日から施行する。
11. 「6. 公社債銘柄コードの設定基準（1）固有名コード」を改定した規定は、2007年2月8日から施行する。
12. 「7. 外国債券の公社債銘柄コードの設定基準（1）固有名コード」を改定した規定は、2007年4月2日から施行する。
13. 「III. カバードワラントの銘柄コード」を新規追加した規定は、2007年11月22日から施行する。
14. 「12. カバードワラントの銘柄コードの設定基準」を改正した規定は、2008年8月11日から施行する。
15. 「1. 株式銘柄コードの構成」を改正した規定は、2008年9月11日から施行する。
16. 「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」を改正した規定は、2009年2月9日から施行する。
17. 「1. 株式銘柄コードの構成」を改正した規定は、2010年1月29日から施行する。
18. 証券コードの英大文字の組入れに係る改正規定は、2010年4月1日から施行する。
19. 「II. 公社債銘柄コード」の「7. 外国債券の公社債銘柄コードの設定基準(2)」の債券種別の追加、「（注9）非公募銘柄に付番する場合の銘柄コードについて」及び「（注10）特定目的信託の社債的受益権の銘柄コードについて」の追加の規定は、2012年3月26日から施行する。
20. 「II. 公社債銘柄コード」の（注9）の変更の規定は、2015年10月7日から施行する。
21. 年の表記を（例示の銘柄名中の和暦表記は除く）西暦に統一した（2015年10月7日）。
22. 国債バスケットの導入に係る改正規定は、2018年5月1日から施行する。
23. この改正規定は、2022年5月31日から施行し、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当ては、2024年1月1日以降に設定するものから実施する。ただし、やむを得ない事由により、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当てを、2024年1月1日から

実施することが適当でないと証券コード協議会が認める場合には、同日後の証券コード協議会が定める日以降に設定するものから実施する。